

コンパクト・プラス・ネットワークの取組に関する最近の動向

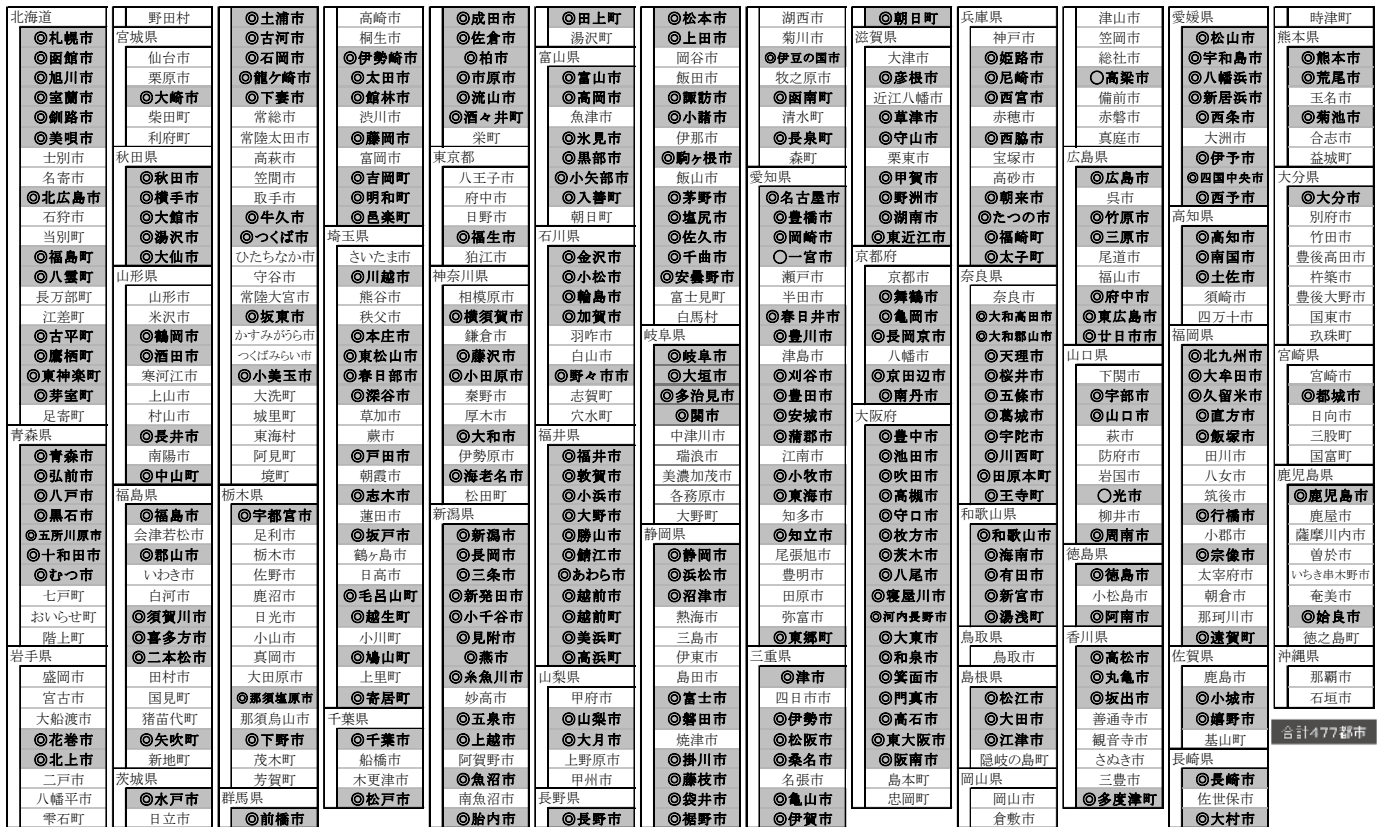
国土交通省都市局都市計画課

1. はじめに

立地適正化計画制度が創設されてから約5年が経過し、現在、477の市町村が計画作成に取り組み、272の市町村(令和元年7月末時点)が計画を公表している(図-1)。立地適正化計画が作成可能である都市計画区域を有する市町村数は1,374であり、現在はその3分の1を越える数の市町村が、既に立地適正化計画について具体的な取り組みを行っている。このように、コンパクト・プラス・ネットワークの取組における裾野は確実に拡

がっているものと認識しているが、生産性の向上が強く求められる中においては、地域に還元される効果を一層高めていくためにも計画の質を一層向上させていくことが必要と感じている。

本稿では、本年7月に公表した都市計画基本問題小委員会の中間とりまとめの概要について、そのポイントを解説するとともに、新たに選定したコンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市に関する情報提供やコンパクトなまちづくり推進協議会の活動等について紹介する。



※令和元年7月31日までに作成・公表の都市(●) 都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(●:269都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(○:3都市) (令和元年7月31日時点)

図-1 立地適正化計画の作成状況

2. 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ（令和元年7月 30日公表）のポイント

都市計画基本問題小委員会は、今日の都市計画基本問題について、近年の社会情勢の変化により顕在化したもの、従来から構造的に生じているものを洗い出し、その解決に向けて講ずべき施策の方向性を幅広く検討するため、平成29年2月に設置された。

当面の検討テーマとして「都市のスポンジ化」を取り上げ、平成29年8月に中間とりまとめが実施された。その後、平成30年に都市再生特別措置法等が改正され、「低未利用土地権利設定等促進計画」「立地誘導促進施設協定」等のスポンジ化対策等に係る各種制度が創設された。

本年2月20日より小委員会が再開され、以下のテーマについて計7回の審議が行われた。

〈コンパクトシティ政策について〉

立地適正化計画制度が、令和元年度で制度創設5年を迎えることから、同制度の運用実態等を検証するとともに、コンパクトシティ政策の今後の

在り方について、検討が進められ、特に以下の点を中心に審議が行われた。

(1) 立地適正化計画

①計画の作成方針

- ・ 居住誘導区域の設定方針
- ・ 地域公共交通網形成計画など他の関連計画との一体性
- ・ 立地適正化計画における広域連携

②居住誘導区域における魅力向上

③誘導区域外の将来像

④コンパクトシティの説明強化

(2) 市街地拡散の抑制（開発許可制度等）

〈都市居住の安全確保について〉

平成30年7月豪雨など、昨今の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、治水対策・土砂災害対策と併せて、災害リスクを勘案した安全な都市形成を推進することが重要な課題であり、災害の発生のおそれのある区域（ハザードエリア）における居住や施設立地等の土地利用のあり方について、審議が行われた。

以上の審議を踏まえ、7月30日に中間とりまとめが行われた。その主なポイント等は以下のと

平成30年7月豪雨による一般被害の概要



- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示（緊急）は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}



図-2 平成30年7月豪雨による一般被害の概要

おりである。

〈中間とりまとめのポイント〉

- ①コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有。
- ②まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化。
- ③分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進。新たに防災対策との連携強化も開始。

〈中間とりまとめの構成内容〉

- ①コンパクトシティの意義等を改めてわかりやすく整理・共有すること
 - ・コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。その価値観・ビジョンをわかりやすく整理し、住民、民間事業者、行政で共有。
 - ・今後のまちの見通し、実施すべき政策等の可視化や効果の把握、わかりやすい形での発信により、住民等の理解を促進。
- ②立地適正化計画の制度・運用を不断に改善し、実行性を高めること
 - ・客観的なデータ等に基づき、目標値や居住誘導区域の範囲を適切に設定し、住民へのアカウンタビリティを確保。
 - ・居住誘導区域において、日常生活に必要な病院等の適切な立地を促進する等により、その魅力を向上。
- ③分野や市町村域を超えた連携を進めること・総合的なまちづくりのビジョン、様々な分野の政策の推進基盤として、関連する計画や政策分野（公共交通、住宅、健康・医療等）との連携を強化。
 - ・市町村の単位を超えた広域連携を促進する仕組みを整備。
 - ・小規模市町村に対し、都市圏全体のコンパクトシティ政策への協力の働きかけや人的支援等を実施。
- ④居住誘導区域外に目配りすること
 - ・あるべき将来像を構築し、住民と共有。
 - ・新たなライフスタイルなど多様なニーズを取り入れた地域づくりを促進。

- ・空き地等の発生による居住環境の悪化等を経過措置的に防止する仕組みを整備。
- ・地域特性に応じよりきめ細やかに緑地や農地の保全に活用できる仕組みも検討。
- ⑤市街地の拡散を抑制すること
 - ・11号条例等について、廃止や開発許容区域の限定、地区計画の活用など、コンパクトシティや開発許可制度の趣旨に則った運用に適正化。
- ⑥立地適正化計画等と防災対策を連携させること
 - ・災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底。
 - ・防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け。
 - ・ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
 - ・災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する自己業務用建築物等の開発を抑制。

今後、居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制など、次期通常国会での制度化や、令和2年度予算概算要求等を目指して、本とりまとめの具体化に向けた検討を進める予定である。

3. 立地適正化計画作成取組の裾野拡大ーモデル都市の形成・横展開

国土交通省においては、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に取り組む市町村のうち、目指す都市像や目標値が明確で他の市町村の参考となり得るものについて、モデルケース化を進めることとしている。平成29年5月に開催された、第8回コンパクトシティ形成支援チーム会議（図-3）にて、コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市として10都市が選定され、平成30年6月には第二弾として11都市が選定された。そして本年6月、コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市第三弾として、新たに5都市を選定し、公表したところである（表-1）。

これらモデル都市については、

- ・都市が抱える課題を十分分析し把握している
- ・持続可能な都市として目指す将来像が明確
- ・立地適正化計画をツールとして、どのような政

- 策課題を解決しようとしているかが明確
- ・ 定量的な目標値、成果の設定がなされている
 - ・ 政策課題に応じた関係部局等を動員して政策課題の解決に当たっている
 - ・ 具体的な民間事業者と連携した取組がなされている
 - ・ 上記の視点を十分に踏まえた上で、誘導区域の設定検討が丁寧になされ、適切かつ絞り込まれた区域設定となっている
- 等の観点から選定している。

モデル都市第三弾の各都市の具体的な取組の詳細については、本号の別の記事に掲載されているので参考にさせていただきたい。なお、概要については国土交通省都市局都市計画課ホームページにおいても公表している。

4. コンパクトなまちづくり推進協議会

コンパクトなまちづくりを進めるにあたっては、各市区町村等において、各都市特有の問題を解決する上で共通する課題を共有・整理し、解決策を検討していくことが必要である。このため、

平成30年6月に、約300の都道府県・政令市・市区町村が集まり、コンパクトなまちづくりの取組に関する情報共有、意見交換、政策提言等を行う「コンパクトなまちづくり推進協議会」が、「まちづくり情報交流協議会」を発展的に改組する形で新たに設立された。

本年7月には全国大会が開催され、定期総会の開催とともに第1回目となるコンパクトなまちづくり大賞、先進的まちづくり大賞の表彰式があわせて行われた。各賞の概要は以下のとおりである。

・コンパクトなまちづくり大賞

改正都市再生特別措置法による立地適正化計画制度、これに併せた事業制度としての都市再生整備計画事業（旧まち交）を始めとするまちづくりのための各種事業を活用し、地域の創意工夫のもと、コンパクトなまちづくりを推進し、他のモデルとなるまちづくりの取組事例を表彰するものである。

・先進的まちづくり大賞

他の地域のモデルとなるような「健康・医療・福祉」「エネルギー・環境・省エネ」「安心・安全」

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援



- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、市町村の取組を省庁横断的に支援。

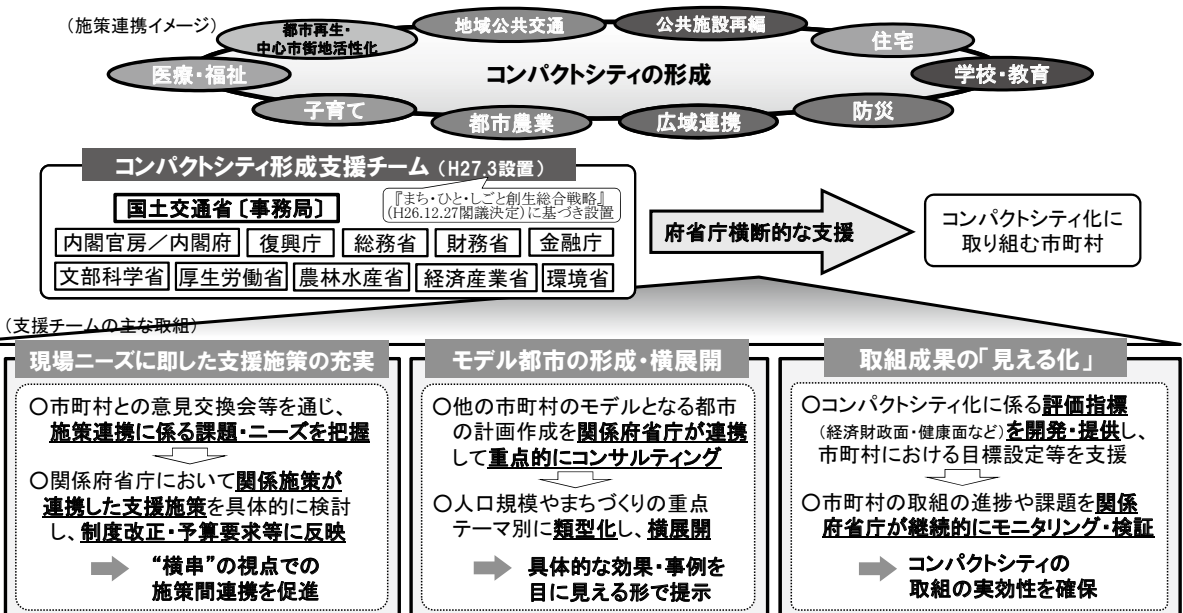


図-3 コンパクトシティ形成支援チームの概要

「防災・減災」「交通」「インフラ（上下水道等）」「コンパクトシティ」「既存ストック・歴史的資産の活用」「リノベーション」「公民連携・官民連携」等をキーワードに、都市課題の解決や次世代型都市の創出に繋がる『先端技術』や『新しいまちづくりの手法』を活用した先進的なまちづくりの取組を表彰するものである。

今回、国土交通大臣賞を受賞した都市等は、冒頭で紹介されている藤枝市の他に、施設整備の内容や指定管理者による施設運営を工夫している「都城市中央地区」、地区の若手経営者が中心となって温泉街の賑わい創出に取り組む「合同会社ミライズ」となっており、それぞれ特徴ある取組が行われている。他にも「コンパクトなまちづくり推進協議会会長賞」、「都市みらい推進機構理事長賞」がそれぞれの賞の部門において選定されており、これらの取組も含め、今回の受賞都市等の取組は全国のまちづくりのモデルとなるものと考えている。

これらの受賞都市等の取組の詳細については、コンパクトなまちづくり推進協議会ホームページにおいて紹介されているので、参考にさせていただきたい。

国土交通省としても引き続き本協議会における活動を積極的に支援していくところである。

5. おわりに

国土交通省のホームページにおいて市町村の「立地適正化計画の取組状況」などの立地適正化計画制度に関する情報等を随時公開している。

今後もコンパクトシティについては、立地適正化計画の作成や都市のスポンジ化対策など、各種制度や運用面での支援に加え、コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市の公表による参考事例の横展開やコンパクト化の効果をわかりやすく示すツールの公表など、引き続き取組促進に対する支援をしていくとともに、スマートシティの推進といった新たな視点からのまちづくりについても支援を行い、引続き市町村に寄り添いながら政策の推進に努めて参りたい。

○都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_toshikeikakukihonmondai_past.html

○コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市第三弾
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000039.html

○コンパクトなまちづくり推進協議会
<http://www.compact-net.org/>

○立地適正化計画の作成状況
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000051.html

表－1 コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市第三弾 一覧

	市町村名	都道府県	選定にあたって特に注目した点
①	高岡市	富山県	・ 歴史的な建造物を活用した都市機能の誘導 ・ 歴史ある市街地への多様な居住誘導施策の実施
②	岡崎市	愛知県	・ 公民が連携した、都市機能誘導区域における公共空間の戦略的な活用
③	西脇市	兵庫県	・ 地場産業のイノベーション効果を活かした市街地の再生 ・ 全国の市町村で初めて低未利用土地利用等指針を策定するとともに、空き家バンク等の施策により空き家対策を推進
④	中播磨圏域	兵庫県	・ 2市2町で都市機能の役割分担を整理し、公共交通事業者も参加して広域方針を作成 ・ 鉄道駅へのアクセス圏域を基本として、各都市が居住誘導区域を設定
⑤	宇部市	山口県	・ 地域包括ケアシステムとコンパクトシティ施策の連携（立地適正化計画において地域包括ケアを位置づけ）
	合計	5都市	